

「府同対審答申」(H14)における教育課題《抜粋》＝府の動向

前文

- ・「本審議会においては、人権条例の目的である『すべての人の人権が尊重される豊かな社会』を実現していくために、国同対審答申の精神を受け継ぎ、『地対財特法』失効後、新たな世紀における府の同和行政のあり方について答申するものである。

府においては、同和問題解決のため、危機的な財政状況のもと、施策の効率的、効果的な再構築に努め、国同対審答申で初めてともされた同和問題の解決のための施策の灯を、人権問題という本質からとらえて『人権施策の灯』として『人権の世紀』である21世紀に受け継ぎ、同和問題が一刻も早く解決されるよう、より一層の努力を払われたい。」

第1 同和問題解決のための施策の基本方向

1 同和問題の基本認識

- ・「同和問題解決のための取組みを人権問題の本質からとらえ、人権条例の目的である『すべての人の人権が尊重される豊かな社会』の実現をめざして進めていく必要がある。

()

2 実態等調査からみた府内同和地区の現状と課題

- ・「高校進学率は90%以上にまで高まり、今日では、大阪府平均に比べ3～4%程度の格差がなお残るものの、大きく改善されたが、大学進学率は、なお相当の開きを残している。また、高校の中退率も高く、中退問題はなお重要な教育課題となっている。

最終学歴が中退である人のうち50歳未満層においては、仕事上の不利益解消のために、あるいは自分自身の成長のために、再学習への期待を有する人が、どの年代においても4割前後の高い割合を示している。これら再学習意欲の期待に応えるための観点からも、生涯学習などの学習機会の活用・提供が求められている。」

- ・「同和対策事業の奨学金がなかった場合、高校生や短大・大学生の子どもをもつ同和対策奨学金利用者の半数以上の人が進路への影響があったとしており、制度が廃止されるだけであれば進学率は低下し、教育を受ける権利を損ない、格差が拡大するおそれがある。とりわけ、低所得層への影響が大きく、また、大学への進学に関しては女性に対する進学抑制が強くなることがうかがえる。

奨学金制度がこれまで同和地区生徒の進学機会の確保と進学を奨励する機能を果たしてきたことを踏まえ、日本育英会、大阪府育英会などさまざまな一般施策の活用を図るための取組みが必要である。」

3 同和問題解決のための基本目標と基本視点

(1) 基本目標

- ・「部落差別は、差別を温存、助長する因習等をなくし、すべての人の基本的人権を擁護する取組みとともに、同和地区内外住民の交流、コミュニケーションを図る継続的な取組みを通じ、相互理解を促進し、地域住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、同和地区とその周辺地域が一体となったコミュニティの形成を図ることにより解消しうるものである。()

今後の同和問題解決のための施策の基本目標は、部落差別を解消し、すべての人の

人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ることである。

そのためには、

府民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための諸条件の整備

同和地区出身者の自立と自己実現を達成するための人権相談を含めた諸条件の整備

同和地区内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備を図ることが必要である。()

(2) 基本視点

「・・・かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善された。

しかしながら、・・・実態等調査などによると、進学率、中退問題など教育の課題、失業率の高さ、不安定就労など労働の課題等が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況である。

・・・近年の同和地区における状況は、住民の転出入が多く、特に学歴の高い層や若年層が同和地区から転出し、低所得層、母子世帯、障害者など、行政上の施策等による自立支援を必要とする人びとが同和地区に來住している動向がみられる。

これまでの同和地区のさまざまな課題は同和地区固有の課題としてとらえることが可能であったが、同和地区における人口流動化、とりわけさまざまな課題を有する人びとの來住の結果、同和地区に現れる課題は、現代社会の抱えるさまざまな課題と共通しており、それらが同和地区に集中的に現れているとみることができる。

このため、同和地区に対する新たな差別意識、社会的排除を再生産させないためにも、現代社会が抱える諸問題に対するより有機的・効果的な施策の取組みが重要である。

()

さらに、『地対財特法』が失効し、特別措置法に基づく同和対策事業の前提となるいわゆる『地区指定』はなくなる。

以上のことから、今後の同和問題解決のための施策の進め方については、同和地区、同和地区出身者に対象を限定した特別措置としての同和対策事業は終了すべきである。

()

このことは、実態等調査で示された同和地区における課題の解決をめざした一般施策の活用を否定するものではない。・・・同和問題解決のための取組みは、本来は一般施策で当然に実施されるべきものであるが、一般施策の内容が十分でなく、また、同和地区の実態にそぐわなかったことなどにより、それが実質的に行われなかったところから、一般施策の補完としての特別措置がなされてきたところである。

これからは、これまでの同和行政の成果を踏まえ、同和対策事業で培ってきた事業のノウハウを活かしながら、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現をめざし、同和地区、同和地区出身者のみに対象を限定せず、誰もがそれぞれの個性や能力を生かして自己実現の達成を図るとの視点に立って、的確に行政ニーズを把握し、人権尊重の観点に立った一般施策として、取り組んで行くことが適切である。()

このことによって、同和地区、同和地区出身者に対する偏見の解消や部落差別の原因は同和地区だけに特別措置を行うからであるとの認識を改めさせることにもなり、同和問題解決の取組みが普遍性をもったものとして共感を広げ、同和問題の解決につながるものとする。」

第2 同和問題解決のための施策の推進方向

・「同和問題解決のための施策の基本目標を達成するためには、同和地区内外の住民が

自主的・主体的に参画し、地区施設を活用した交流活動、交流と自立・自己実現をめざす生涯学習の観点からのさまざまな学習活動、身近なところで当事者の立場に立った相談活動、などを地区施設を中心に進めることが必要である。

こうしたことから、府は、市町村と密接に連携・協力し、ノウハウを有する当事者が参画した関係機関やNPO・NGO等のさまざまな活動が円滑に推進されるようネットワークの構築を支援するなど、広域的・総合的な立場から地域の取組みを促進するための条件整備を行うことが、同和問題解決をはじめとする人権施策の効果的・効率的な推進につながるものと考え。（ ）

・また、特別措置を終了し、一般施策による人権尊重の視点に立った取組みを展開することは、同和問題の早期解決をめざす取組みの終了を意味するものではない。一般施策への転換後は、施策に工夫を加え、これを適切に活用しながら、真摯に施策を実施していくことが求められる。」（ ）

1 個人給付的事業、物的事業等の終了

- ・「なお、奨学金については、平成14(2002)年度以降においては、日本育英会や大阪府育英会の奨学金制度などの積極的な活用を図り、進学機会を奪われることのないようにすべきである。また、同和地区においては、一般施策の奨学金制度などの利用例が少なく、その制度内容や手続が十分に周知されていないため、これらの制度が有効に活用されるような仕組みづくりが必要である。」

また、校区に同和地区を有し、府独自の教職員の加配措置等を行ってきた学校(いわゆる同和教育推進校)については、国において教育課題に対応した一般施策としての教職員改善計画が整備されてきた状況を踏まえ、府が独自に措置してきた同和加配はこれを終了すべきである。今後はこの国制度の活用を図るとともに、教育課題に対応して必要に応じてその充実を国に働きかけていく必要がある。なお、その際には、これまでの成果が損なわれることのないよう配慮する必要がある。」（ ）

2 今後の施策の推進方向

- ・「今後の同和問題解決のための施策の基本目標に沿って、府民の差別意識の解消・人権意識の高揚、同和地区出身者の自立と自己実現の達成、同和地区内外住民の交流の促進のため、一般施策を活用し、以下の取組みに努める必要がある。」（ ）

(1) 府民の差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組み

- ・「府民の差別意識を解消し、人権意識の高揚を図っていくために、同和問題を人権問題の本質からとらえ、すべての人の人権を尊重していくための人権教育・啓発を推進していくべきである。」

そのためには、まず、これまでの同和問題に関する教育・啓発の経験や成果を踏まえ、あらゆる場で、多様な人権教育・啓発の機会が提供される必要がある。また、学校や職場における教育・研修を一層充実させるため、プログラムや教材の開発・整備を図る必要がある。」（ ）

次に、府民が、日常生活において人権尊重と差別を許さない態度や行動を身につけるために、人権教育・啓発に際し、当事者との交流を促進することや内容を具体的な人権問題に即しわかりやすいものにするなど、具体的、実践的な手法による取組みを推進する必要がある。また、幼少期から生命の尊さや人の人たる道(人間として基本的に守らなければならないルール)に気づかせ、豊かな情操や思いやりをばくくみ、お互いを大切にする態度と人格の育成をめざす人権基礎教育に取り組むことは、その

後の成長に応じた人権教育を実効的なものとする上で、大きな役割を果たすと考えられる。()

さらに、人権教育にかかる指導者の役割は大きく、特に職場や地域における指導者養成は不可欠であり、民間団体等が行う活動とも連携・協力しながら人材育成を推進すべきである。

近年、人権教育・啓発を進めるにあたって、人権教育NPO・NGO等の果たす役割が高まっており、今後、府は、これら関係機関の活用を図るとともに、市町村・関係機関等との密接な連携を図るためのネットワークを構築し、人権教育・啓発を推進していく必要がある。()」

(2) 自立と自己実現を達成するための取組みの支援

・「実態等調査の結果を踏まえ、同和地区出身者の自立と自己実現を図っていくため、次のような取組みが求められる。

教育については、高等学校における中退問題や保護者から見た子どもの学習理解度が、家庭における学習習慣、保護者のPTA活動や地域における保護者活動への参加状況などと相関関係を有していることなどが明らかになった。

そのため、学校教育における進路指導等の充実や、保護者等への学習機会の提供、交流の場の充実、地域における諸活動の活性化などが求められる。

しかしながら、このような諸問題は、学校における課題であるとともに地域全体の共通の教育課題としてとらえるべきものである。・・

今後は、同和地区出身者を含むさまざまな課題を有する子どもや保護者に対する人権尊重の視点に立った取組みとして、学校教育でのさまざまな取組みの充実とあわせ、学校、家庭、地域社会におけるさまざまな人々が協働して子どもの教育のために力を出し合う「教育コミュニティ」の形成、地域で展開されているさまざまな活動の活性化やネットワーク化を進めることなどが必要である。」

(3) 人権にかかわる相談体制の整備

(4) 自立と自己実現、地区内外交流を促進する関係機関等のあり方

関係機関のあり方

地区施設のあり方

3 大阪府同和対策審議会のあり方

4 府の体制

・「同和問題解決のための施策の推進にあたっては、各部局の有機的な連携のもと、全庁的な取組みが必要であり、『地対財特法』失効後も、人権室及び人権教育企画課の果たす役割は大きく、兼務職員制度のより一層の活用を含め、その有する総合調整機能を引き続き十分発揮することが求められる。」